

保険年齢	性別	1口	2口	3口
15歳～50歳	男性		1,450円	2,900円
	女性			4,350円
51歳～55歳	男性	1,843円	3,687円	5,529円
	女性	1,559円	3,118円	4,677円
56歳～60歳	男性	2,130円	4,260円	6,392円
	女性	1,683円	3,366円	5,049円
61歳～65歳	男性	2,632円	5,264円	7,896円
	女性	1,916円	3,832円	5,746円
66歳～70歳	男性	3,343円	6,685円	10,027円
	女性	2,189円	4,378円	6,567円

*掛金は更新日（毎年7月1日）の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日（毎年7月1日）となります。
(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヶ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヶ月以下のものは切り捨てます。)

*掛金は、定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上の お取扱い

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額掛金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。（法基通9-3-5）（所基通36-31の2）

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（直審3-8）（所基通36-31の2）

記載の税務についてのお取扱いは一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。
また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険期間

保険期間は1年間（毎年7月1日～その翌年6月30日）で、毎年自動的に更新されます。

加入日（効力発生日）

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

加入（増額）解約手続

加入（増額）の場合は、所定の加入申込書兼告知書（保険金額変更申込書兼告知書）により、当商工会議所にお申込みください。
加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。

掛金のお払込み

掛け金は、毎月18日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお取引金融機関の口座より翌月分を振り替えさせていただきます。

初回掛け金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替を行います。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消となります。

ご加入後掛け金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替を行います。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

定期保険（団体型）部分（特約を含む）について、1年ごとに収支計算をおこない剩余金が生じた場合には、配当金としてお受けいたします。

ただし、中途で脱退された方についての配当金はありません。

配当金

加入者（被保険者）のみなさまへ

定期保険（団体型）は契約者二本松商工会議所、被保険者：当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者：当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。生命保険契約者保護機構 <https://www.selhohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■パンフレットに記載の制度内容は将来変更されることがあります。

[お問い合わせ]



二本松商工会議所

〒964-8577 二本松市本町1-60-1
TEL 0243-23-3211 FAX 0243-23-6677

[定期保険（団体型）引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 福島営業所

〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま8F
TEL 024-536-2407 FAX 024-536-2421

AXA-A1-2204-0258/345

会員事業所のみなさまへ

生命共済制度 新やすらぎ



入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）
+二本松商工会議所独自の給付制度（見舞金制度）

ご留意 ください

二本松商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険（団体型）*を組み合わせた保障プラン名称が生命共済制度新やすらぎです。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）



福利厚生制度にご活用いただけます

業務上・業務外を問わず
24時間保障

1年更新で医師の
診査なし

剰余金があれば
配当金も！

商工会議所独自の
給付制度も！

6大生活習慣病入院一時金
ガン入院一時金・ガン先進医療一時金

健康増進に役立つ付帯サービスも
健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

①ご加入者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）から当商工会議所に提供されます。

②当商工会議所は、会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険（団体型）契約を引き受けけるアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」といいます）にこれを提供します。

③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所はじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。

④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。

⑤定期保険（団体型）契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

二本松商工会議所

生命共済制度、新やすらぎの内容

保 障 内 容

・主契約：定期保険（団体型）
・特 約：入院給付金付災害増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		口数	1 □	2 □	3 □
死 亡	不慮の事故により死亡したとき <死亡保険金（主契約）+災害保険金>	600万円	1,200万円	1,800万円	
	上記以外の事由により死亡したとき <死亡保険金（主契約）>	120万円	240万円	360万円	
高 度 障 害	不慮の事故により 高度障害状態 ^① のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）+災害高度障害保険金>	600万円	1,200万円	1,800万円	
	傷害または疾病により 高度障害状態 ^① のいずれかになったとき <高度障害保険金（主契約）>	120万円	240万円	360万円	
入 院 ・ 治 療	不慮の事故により1日以上の入院をしたとき (同一事由による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) <入院給付金>	1日につき 4,800円	1日につき 9,600円	1日につき 14,400円	
	ガン ^② で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <ガン入院一時金>	2万円	4万円	6万円	
	6大生活習慣病 ^③ で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <6大生活習慣病入院一時金>	1万円	2万円	3万円	
	ガン ^④ の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき <ガン先進医療一時金>	5万円	10万円	15万円	

*保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払します。

*災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は保険期間中に加入者が加入し以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から計算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払します。

*災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払します。

*ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機器の範囲には制限があり、また随時見直しされています。

*日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアカサ生命が判断いたします。

*1 お支払いの対象となる高度障害状態	7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったままたはその用を全く失ったもの	中皮および軟部組織の悪性新生物	悪性新生物
1.両眼の視力を全く失くしたまつたもの	乳房の悪性新生物	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	
2.言語またはぞくへの機能を全く失くしたまつたもの	女性生殖器の悪性新生物	上皮内新生物	
3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	男性生殖器の悪性新生物	真正赤血球増殖症<多血症>	
4.胸腹部器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	胃盲胞の悪性新生物	腎臓異形成症候群	
5.両上肢とも、手関節以上で失ったままたはその用を全く失くしたまつたもの	下肢を足関節以上で失ったもの	慢性骨髄増殖性疾患	
6.両上肢とも、足関節以上で失ったままたはその用を全く失くしたまつたもの	脳の悪性新生物	本態性（出血性）血小板血症	
	口腔、口蓋および頭頸の悪性新生物	甲状腺およびその他の内分沁腺の悪性新生物	
	消化器および胸腔内臓器の悪性新生物	骨膜や筋肉の悪性新生物	
	骨および関節軟骨の悪性新生物	ランゲルハンス細胞組織球症	
	皮膚の黑色腫およびその他の悪性新生物	他の悪性新生物	

*2 お支払いの対象となるがん	8.1上肢の用を全く失くしたまつたもの	脳および他の中枢神経系の部	悪性新生物
	8.2上肢の用を全く失くしたまつたもの	四肢の悪性新生物	独立した（原発性）多部位の悪性新生物
	8.3上肢の用を全く失くしたまつたもの	上皮内新生物	
	8.4上肢の用を全く失くしたまつたもの	真正赤血球増殖症<多血症>	
	8.5上肢の用を全く失くしたまつたもの	腎臓異形成症候群	
	8.6上肢の用を全く失くしたまつたもの	慢性骨髄増殖性疾患	
	8.7上肢の用を全く失くしたまつたもの	本態性（出血性）血小板血症	
	8.8上肢の用を全く失くしたまつたもの	甲状腺およびその他の内分沁腺の悪性新生物	
	8.9上肢の用を全く失くしたまつたもの	骨膜や筋肉の悪性新生物	
	8.10上肢の用を全く失くしたまつたもの	ランゲルハンス細胞組織球症	
	8.11上肢の用を全く失くしたまつたもの	他の悪性新生物	

*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病	9.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったままたはその用を全く失ったもの	脳の悪性新生物	悪性新生物
	9.2上肢の用を全く失くしたまつたもの	四肢の悪性新生物	独立した（原発性）多部位の悪性新生物
	9.3上肢の用を全く失くしたまつたもの	上皮内新生物	
	9.4上肢の用を全く失くしたまつたもの	真正赤血球増殖症<多血症>	
	9.5上肢の用を全く失くしたまつたもの	腎臓異形成症候群	
	9.6上肢の用を全く失くしたまつたもの	慢性骨髄増殖性疾患	
	9.7上肢の用を全く失くしたまつたもの	本態性（出血性）血小板血症	
	9.8上肢の用を全く失くしたまつたもの	甲状腺およびその他の内分沁腺の悪性新生物	
	9.9上肢の用を全く失くしたまつたもの	骨膜や筋肉の悪性新生物	
	9.10上肢の用を全く失くしたまつたもの	ランゲルハンス細胞組織球症	
	9.11上肢の用を全く失くしたまつたもの	他の悪性新生物	

*4 お支払いの対象となる6大生活習慣病	10.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったままたはその用を全く失ったもの	脳の悪性新生物	悪性新生物
	10.2上肢の用を全く失くしたまつたもの	四肢の悪性新生物	独立した（原発性）多部位の悪性新生物
	10.3上肢の用を全く失くしたまつたもの	上皮内新生物	
	10.4上肢の用を全く失くしたまつたもの	真正赤血球増殖症<多血症>	
	10.5上肢の用を全く失くしたまつたもの	腎臓異形成症候群	
	10.6上肢の用を全く失くしたまつたもの	慢性骨髄増殖性疾患	
	10.7上肢の用を全く失くしたまつたもの	本態性（出血性）血小板血症	
	10.8上肢の用を全く失くしたまつたもの	甲状腺およびその他の内分沁腺の悪性新生物	
	10.9上肢の用を全く失くしたまつたもの	骨膜や筋肉の悪性新生物	
	10.10上肢の用を全く失くしたまつたもの	ランゲルハンス細胞組織球症	
	10.11上肢の用を全く失くしたまつたもの	他の悪性新生物	

二本松商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容	口数	1 □	2 □	3 □
病 気 入 院 見 舞 金		16,000円	32,000円	48,000円
事 故 通 院 見 舞 金		10,000円	20,000円	30,000円
遺 児 育 英 見 舞 金		遺児1名につき 50,000円		
家 族 災 害 死 亡 見 舞 金		一律 50,000円		

①二本松商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

②病気入院見舞金は10日以上の継続入院をしたとき、保険期間中1回を限度として、1口あたり日数にかかわらず、一律16,000円を支給いたします。

③事故通院見舞金はけがで5日以上通院をしたとき、保険期間中2回を限度として、1口あたり日数にかかわらず、一律10,000円を支給いたします。

④遺児育英見舞金は18歳未満の子供がいる加入者が、けがで事故日から180日以内に死亡したとき、遺児1名につき50,000円を支給いたします。

⑤家族災害死亡見舞金は加入者の家族（配偶者、同居親族など）が、けがで事故日から180日以内に死亡したとき、50,000円を支給いたします。

⑥「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。

※詳細は、「見舞金制度」規約にてご確認ください。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

ア ク サ の 付 帯 サ ビ ス

ア ク サ 生 命 の 加 入 者 向 け サ ー ビ ス

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

加入資格・条件

- 二本松商工会議所会員（特別会員を含む）の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で加入される年の7月1日現在年齢が14歳6ヶ月を超える70歳6ヶ月までの間で、加入（増額）することに該当した方です。
 - 新規加入または増額を申請される方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方^④に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。
- | | |
|------------|--|
| 過去1年内の健康状態 | ①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか。
●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）カテーテルレーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・外傷衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。
●継続して14日以上の入院とは、転院・輸液を含めて1日も途切れず継続して14日以上入院された場合をいいます。 |
| 過去1年内の健康状態 | ②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
●治療とは、検査・検査結果を含む1連の傷病で、転医・転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） |
| 過去1年内の健康状態 | ③加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことがありますか。
●治療とは、検査・検査結果を含む1連の傷病で、転医・転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） |
- 別表 心臓病（心筋こすく、心臓膜症、先天性心臓病、心筋梗塞、心筋症）、高血圧症^⑤、脳卒中（脳出血、脳こうそく／もく下出血）、精神障害、てんかん、筋萎縮、筋弛緩、筋炎、筋膜病（肝炎、肝硬変）、胃腸病（胃炎、胃食道逆流症、胃潰瘍）、肺癌（肺腫瘍）、脳梗塞（脳梗塞）、頭部外傷
- 3.当商工会議所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのでもやかに脱落手続をお願いください。

- 商工会議所会員入会申込みと同時に（同日）に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。
 - 申込日（告知日）現在、正常に就業している方とは加入（増額）申込日（告知日）現在、次の状態にある者を除いた方です。
・傷病により公休・休職などで欠勤している方
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方（「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など）
 - 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。
- 加入者に対しては、「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。
- 保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などをお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などをお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
 - 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定欄」から加入者（被保険者）の同意を得て請求手続をおこなってください。なお、死んでしまった場合は、遺族の手で得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときは、加入者の了承を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保険は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死に保険金を重複してお支払いしません。また、死に保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。ごの場合は、生命共済制度「新やすらぎ」からは脱落となるため、脱落後にお支払事由に該当してもその他の保険金など同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。
 - 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者（被保険者）または事業主です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

生命共済制度 新やすらぎのお取扱い